

郡山市養育費確保に係る公正証書作成等支援事業補助金のご案内

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や安心した生活を実現するために認められたこどもの権利です。ひとり親家庭のこどもが養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に係る債務名義^{※1}取得に要した経費の一部を市が補助します。



※1 強制執行認諾約款付公正証書や調停調書、確定判決など、強制執行の効力を有する文書

補助対象者	<p>郡山市に在住する^{※2}ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●養育費の取り決めの対象となる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を現に養育している者 ●養育費取り決めに係る債務名義を有している者 ●令和4年4月1日以後に債務名義取得に係る経費を負担した者 ●同一の児童を対象に補助金の交付を受けていない者 <p>※2 本市に住民登録のある方</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●公正証書：公証人手数料令に基づき公証人に支払う手数料（養育費に関する分に限り） 戸籍謄本等添付書類取得経費 ●調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得経費、連絡用郵便切手代 ●裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得経費、連絡用郵便切手代 <p>注）調停や裁判等における弁護士費用は対象になりません。</p>
補助額	補助対象経費の全額（上限5万円）
手続きの流れ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; margin-right: 10px;"> 交付申請 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 80%;"> ・債務名義を取得した日（令和4年4月1日以後の日に限る）の翌日から6ヶ月以内に、必要書類（詳細は裏面に掲載）を揃えて、こども家庭支援課こども家庭相談センターに申請してください。 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; margin-right: 10px;"> 審査 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 80%;"> ・必要書類を市が審査します。 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; margin-right: 10px;"> 交付決定 </div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 80%;"> ・補助金の交付が決定した方に補助金交付決定通知書を送付し、補助金を指定の金融機関口座に振り込みます。 </div> </div>

【お申込み・お問い合わせ先】 郡山市こども部こども家庭支援課こども家庭相談センター
 〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号ニコニコこども館2階 TEL 024(924)3341

<p>必要書類</p>	<p>(1) 公正証書作成等支援事業補助金交付申請書 様式は本市ホームページ (https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/42264.html) からダウンロードできます。</p> <p>(2) 養育費の請求に係る債務名義の写し 強制執行認諾約款付公正証書^{※3}、調停調書、確定判決など養育費の強制執行の効力を有する文書の全ページの写しが必要です。 ※3 「強制執行されてもかまいません」という内容が記載された公正証書</p> <p>(3) 補助対象経費の領収書の写し等支出の内容が確認できる書類 原則として、以下の①～⑥の全てが必要となります。ただし、官公署及び郵便局が発行する領収書とレシートについては、②と③の記載のみでかまいません。</p> <p>① 宛先（支払者の氏名） ② 領収年月日 ③ 領収金額 ④ 取引内容（但し書き） ⑤ 領収者の住所及び氏名 ⑥ 領収印</p> <p>(4) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給している場合に限る。） 交付された最新のものを出してください。</p> <p>(5) 申請者及び申請者が養育する児童の戸籍謄本又は抄本の写し</p> <p>(6) 申請者が属する世帯の全ての世帯員が記載された住民票の写し</p> <p>(7) 振込先口座が確認できる書類 通帳の写しなどを提出してください。</p>
<p>その他お知らせ</p>	<p>○養育費等に関する弁護士法律相談事業 養育費の他、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などについて、無料で弁護士に相談することができます。事前申込みが必要になりますので、詳細につきましては、こども家庭相談センターまでお問合せください。</p>



<お申込み・お問い合わせ>

郡山市こども家庭支援課こども家庭相談センター

住所：郡山市桑野 1-2-3 ニコニコこども館 2階

電話：024-924-3341

◆開館時間 月曜日～日曜日 8：30～18：00

◆休館日 第3土曜日とその翌日
年未年始（12月29日～1月3日）

◆駐車場 建物北側にあります

◆バス 福島交通「郡山市役所」から徒歩3分

